



議案第五十八号

三朝町税条例等の一部改正について

次のとおり三朝町税条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年六月二十五日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十八年六月廿五日原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町税条例等の一部を改正する条例

(三朝町税条例の一部を改正する条例)

第一条 三朝町税条例(昭和四十五年三朝町税条例第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 木材引取税(第百十九条―第百三十条)」を

「第七節 木材引取税(第百十九条―第百三十条)

第八節 特別土地保有税(第百三十一条―第百四十条)」

に、「第百三十一条―第

百四十一条」を「第百四十一条―第百五十一条」に改める。

第三条第一項に次の一号を加える。

八 特別土地保有税

第十九条各号列記以外の部分中「第百二十三条」の下に「、第百三十九条第一項」を加え、「第百三十五条第三項」を「第百四十五条第三項」に改め、同条第一号中「第百三十五条第三項」を「第百四十五条第三項」に改め、同条第二号中「限る。」

の下に「又は第三百三十九条第一項の申告書」を加え、同条第三号中「除く。」の下に「又は第三百三十九条第一項の申告書」を加え、同条第四号中「法第十五条の三第一項」の下に「、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第六百二条第二項において準用する場合を含む。）又は第六百三条第三項」を加える。

第七十四条の二第二項中「当該年度の初日の属する年の一月三十一日までに」を削る。
第九十九条第一項中「、法第四百八十九条第十項」を「及び法第四百八十九条第十項」に改める。

第三章第一節中第三百三十一条から第四百四十一条までを十条ずつ繰り下げ、第二章に次の一節を加える。

第八節 特別土地保有税

（特別土地保有税の納税義務者等）

第三百三十一条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者（以下本節において「土地の所有者等」という。）に課する。

2 本節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、土地の所有者が

所有する土地で昭和四十四年一月一日（令第五十四条の十二第一項第一号に掲げる土地にあつては昭和四十七年四月一日、同項第二号に掲げる土地にあつては昭和四十八年七月一日）前に取得したものについては、適用しない。

3 特殊関係者（法第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者をいう。以下本項において同じ。）が取得した、又は所有する土地について令第五十四条の十三第二項各号に掲げる事情がある場合における当該土地は、特殊関係者を有する者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。

4 第五十四条第六項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第一項の所有者」とあるのは「第三百三十一条第一項の土地の所有者等」と、「同条」とあるのは「同法第二十三条」と読み替えるものとする。

（特別土地保有税の納税管理人）

第三百三十二条 特別土地保有税の納税義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業

所を有しない場合には、町内において独立の生計を営む者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を町長に提出しなければならぬ。納税管理人を変更した場合その他申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第三百三十三条 特別土地保有税の納税義務者が前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(特別土地保有税の課税標準)

第三百三十四条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

無償若しくは著しく低い価額による土地の取得又は令第五十四条の三十四第一項各号に掲げる土地の取得については、それぞれ同条第二項各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、当該各号に定める金額を前項の取得価額とみなす。

(特別土地保有税の税率)

第三百三十五条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては百分の一・四、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては百分の三とする。

(特別土地保有税の免税点)

第三百三十六条 同一の者について、法第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税にあつてはその者が一月一日に所有する土地（法第五百八十六条又は第五百八十七条の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）の合計面積が、同項第三号の特別土地保有税にあつてはその者が一月一日前一年以内に取得した土地の合計面積が、同項第三号の特別土地保有税にあつてはその者が七月一日前一年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ五千平方メートルに満たない場合には、特

別土地保有税を課さない。

(特別土地保有税の税額)

第三百三十七条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税同条第二項第一号の課税標準額に第三百三十五条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同号の土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額を控除した額
- 二 法第五百九十九条第一項第二号又は第三号の特別土地保有税それぞれ、同条第二項第二号又は第三号の課税標準額に第三百三十五条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第二号又は第三号の土地の取得に対して県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格（法第五百九十九条第一項第二号又は第三号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第三百三十一条第四項の規定の適用がある場合には、令第五十四条の三十八第一項に規定す

る価格)に百分の三を乗じて得た額の合計額を控除した額

(特別土地保有税の徴収の方法)

第三百三十八条 特別土地保有税は、申告納付の方法によつて徴収する。

(特別土地保有税の申告納付)

第三百三十九条 特別土地保有税の納税義務者は、法第五百九十九条第一項の申告書を同項各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める納期限までに町長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によつて納付しなければならない。

法第六百条第二項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第五百九十九条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。次条において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十・六パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならぬ。

(特別土地保有税に係る不足税額の納付手続)

第四百四十条 特別土地保有税の納税義務者は、法第六百七条の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならぬ。

前項の場合には、その不足税額に法第五百九十九条第一項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に依り、年十四・六パーセント（前項の納期限（法第六百一条第五項及び第四項（これらの規定を法第六百二条第二項において準用する場合を含む。）又は法第六百三条第三項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。

（三朝町税条例の一部を改正する条例）

（三朝町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

第二条 三朝町税条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三朝町条例第二十四号）

の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「同年四月一日（以下「施行日」という。）」を「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十三号）の施行の日（以下「法の施行日」という。）」に、同条第四項中「退職手当等で施行日」を「退職手当等で法の施行日」に改め、「改正前の町税条例」の下に「（以下「旧条例」という。）」を加え、「支払を受けた者」を「支払を受けたもの」に改め、同条第五項中「退職手当等で施行日」を「退職手当等で法の施行日」に改め、「新条例五十三条の八」の下に「第一項」を加え、「昭和四十八年四月一日」を「法の施行日」に改める。

附則第三条第一項中「別段の定めが」を「別段の定め」に、「改正後の町税条例」を「新条例」に改め、「（以下「新条例」という。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、昭和四十八年七月一日から施行する。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第二条 改正後の町税条例(以下「新条例」という。)の規定中特別土地保有税に関する部分は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十九年度分から、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用する。

附則第十二条の二第一項又は第二項の規定の適用がある非住宅用地に対して課する昭和四十九年度分の特別土地保有税については、新条例第三百三十七条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「附則第十二条の二第一項又は第二項の当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」とする。